

(公社) 長浜観光協会ツアーセンター 手荷物一時預かりサービス利用規約

(総則)

第1条 この荷物預かりサービス利用規約（以下「本規約」とする）は、公益社団法人長浜観光協会（以下「当会」とする）が提供する「荷物預かりサービス」（以下「本サービス」とする）について、必要な事項を定めるものとする。

2 本サービスの利用者（以下「利用者」とする）は、あらかじめ本規約に同意したものとみなし、本規約の内容が利用者と当会との本サービスの利用に関する契約の内容となる。

3 本規約に規定のない事項については、本サービスの提供場所での案内、法令又は一般の慣習による。

4 当会は、本規約を変更することができる。この場合、当会は、「長浜・米原を楽しむ観光情報サイト」にて変更適用日及び変更後の内容を周知するものとする。

5 利用者が、変更適用日以降に本サービスを利用した場合には、本規約の変更に合意したものとみなし、当会と利用者との間では、本規約の変更後の内容が本契約の内容となるものとする。

(取扱時間)

第2条 本サービスの取扱時間は、当会ツアーセンターの営業時間に準ずる。

(荷物の大きさ及び重量)

第3条 本サービスにおいて、お預かりできる荷物は、タテ、ヨコ、高さの合計が 160 cm 以下、重量 25 kg 以下とする。ただし、旅行かばん若しくはこれに類する物、キャリーバック若しくはこれに類する物はこの限りではない。

(お預かりできないもの)

第4条 次の各号に掲げるものを内容品とする荷物については、本サービスのご利用はできない。

- (1) 火薬類その他危険品、臭気を発するもの、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 現金、宝石・貴金属等の貴重品及び有価証券類
- (3) 動物、植物、魚介類
- (4) 腐敗又は変質しやすいもの及び保冷を必要とするもの
- (5) 銃砲刀剣類
- (6) 法令又は条例により移動、頒布又は所持等が禁じられているもの
- (7) その他当会が本サービスの提供に適さないと認めるもの

(利用の拒絶)

第5条 当会は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用をお断りする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」とする)第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」とする)の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。

(2) 利用者が次に掲げるものであるとき。

ア 暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」とする)、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

ウ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められるとき。

エ 当会に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者であると認められるとき。

(料金)

第6条 利用者は、次条に規定するところにより荷物を預ける場合、当会が指定するところにより500円を支払うものとする。

2 利用者は、第8条第3項に規定するところにより荷物を預けた日の翌日以降に引渡しを受けるときは、当会が指定するところにより1泊につき500円の超過料金を支払うものとする。

3 前二項に規定する料金には、消費税を含むものとする。

(荷物のお預かり)

第7条 当会は、前条第1項に規定するところにより料金の支払を受ける前に、所定の申込書を発行する。

2 利用者は、当会の指示するところにより申込書に氏名その他必要事項を記入し、荷物に添えて当会に本サービスの利用を申し込むものとする。

3 当会は、前項の申込みに応じて荷物を預かったときは、利用者に荷物受取証として番号札を交付する。

(荷物の引渡し)

第8条 当会は、利用者から番号札の提出を受けたときは、当該申込書に対応した荷物を引き渡す。

2 利用者は、番号札を紛失したときは、正当権利者であることを証明するに足る書類を提示し、荷物の引渡しを請求するものとする。この場合、当会が正当権利者であることを確認できないときは、荷物を引き渡さないものとする。

3 荷物の引渡しは、第2条に規定する取扱時間内に限るものとし、取扱時間内に荷物の引

取りがない場合は、翌日以降に引き渡すものとする。

- 4 前条に規定するところにより当社が利用者から荷物を預かった日の翌日から起算して10日以内に荷物の引取りがない場合は、申込書に記載された利用者の氏名・住所宛に、利用者の費用負担にて送付するものとする。

(当会の賠償責任)

第9条 当会の荷物に対する責任は、当会が利用者から荷物を預かった時に生じ、また当会が利用者に荷物を引き渡した時に終了するものとする。

- 2 当会の取扱中、当会の責に帰すべき事由により生じた荷物の滅失又はき損により生じた損害については、100万円までを責任限度額とし、三井住友海上火災保険株式会社（取扱：滋賀保険サービス）と相談のうえ、滅失又はき損の程度に応じ責任限度額の範囲内で実損額を賠償する。なお、当会は、第4条に規定するものを含む荷物については、滅失又はき損その他一切の損害について賠償責任を負わないものとする。
- 3 前項本文の規定による賠償金の請求は、書面によるものとし、本サービスを提供する当会の事務局でのみ受け付ける。なお、当会は、本項の賠償金請求に応じる場合、当会の事務局において円貨で賠償する。
- 4 第2項本文の規定による賠償金の請求権は、利用者が、当会から荷物の引渡しを受けた日又は当会から荷物の紛失に関する通知を受けた日の翌日から起算して1年間これを行わないことによって消滅するものとする。

(料金の返還)

- 第10条 当会は、利用者が、第6条第1項に規定するところにより料金を支払った後、第7条第3項に規定するところにより荷物受取証を交付するまでの間に、本サービスの利用の中止を申し出たときは、支払を受けた料金を当会が指定するところにより返還するものとする。
- 2 当会は、前条第3項に規定するところにより賠償金を支払う場合は、第6条に規定するところにより利用者が支払った料金を当会が指定するところにより返還するものとする。

(危険品等の処分)

- 第11条 当会は、預かった荷物が、第4条に規定するもの（同条(2)及び(3)に規定するものを除く。）を内容品とすることを知ったとき又は危険を回避する必要があると認めたときは、本サービスについて生じうる損害を防止するため、当会が預かった荷物を開披および処分することができるものとする。
- 2 前項の規定による処分に要した費用は、利用者が負担するものとする。

(免責事由)

第 12 条 当会は、預かった荷物について、次の各号に掲げる事由のいずれかによる滅失又はき損等の損害については、賠償責任を負わないものとする。

- (1) 天災事変等の不可抗力
- (2) 荷物の欠陥、自然の消耗
- (3) 司法権等の発動による、関係官公署からの押収又は証拠品としての提出
- (4) 荷物受取証の紛失又は盗用
- (5) その他当会の責に帰さない事由

(利用者の賠償責任)

第 13 条 利用者は、故意、過失又は本規約の違反により、当会に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 本サービス提供のため、当会が知り得た利用者その他の個人情報については、本サービスの遂行のために使用するものとする。

(準拠法)

第 15 条 利用者と当会との本規約に基づく契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとする。

附則

2022 年 7 月 16 日 制定・実施